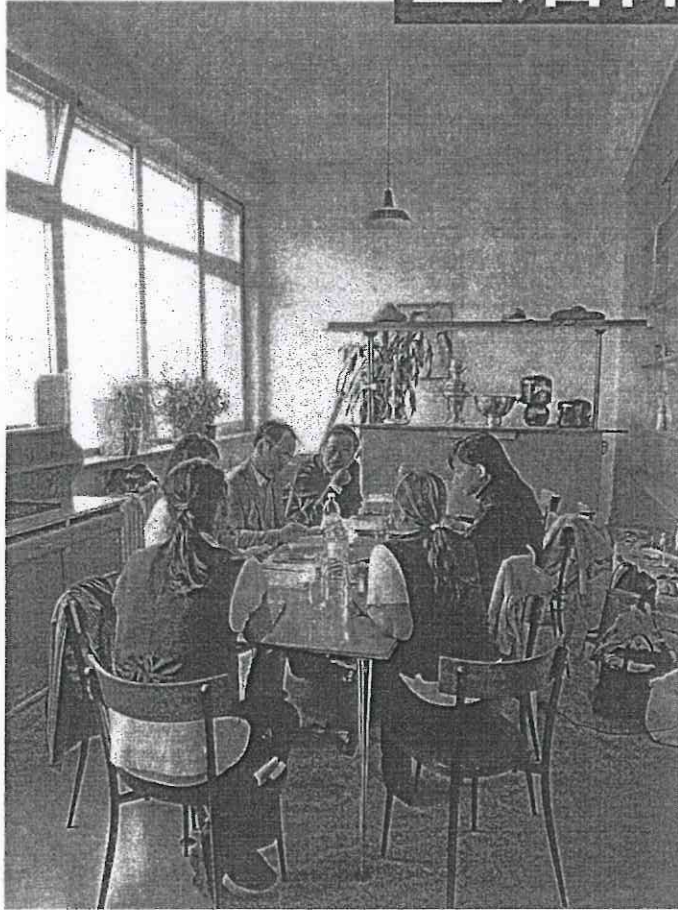


子育てをしながら求職者基礎保障給付を受け、職業訓練を受講中の女性(手前後ろ姿の2人)の話を聞く木下さん(右から3人目)ら=2011年8月、ドイツ・ベルリン(木下さん提供)



生活保護基準額

ドイツが増額 日本と大違い



自民・公明政権の復活で、「生活保護の給付水準の10%引き下げ」(自民公約)が浮上する危険があります。しかし同じ先進国のドイツでは逆に生活保護の基準を引き上げました。現地で調査した、大阪市立大学大学院法学研究科教授の木下秀雄さん(社会保障法)に聞きました。坂本健吉記者

現地調査した大阪市立大学大学院教授

木下秀雄さんにきく

憲法裁判決「人間の尊厳」が憲法の権利

ドイツの生活保護制度で最も多いのは、15〜64歳で働ける人が対象の最低生活保障(求職者基礎保障)です。2005年から行われている今の制度、人口が日本3分の2のドイツで約600万人(それ以外の最低生活保障制度を含めると約730万人)が受給しており、ずっと受けられます。(日本の生活保護受給者は213万人)それでも、生活保護の基準額が低く、受給者

が裁判に訴えました。ドイツでは、専門分野でとに裁判所が分かれていますが、ヘッセン州の社会裁判所などは、基準額の決め方が憲法に違反する」と判断。連邦憲法裁判所に移送しました。そして、10年7月、憲法裁判所は、基準額の決め方に問題があるとして、基準額全体を違憲と判断したのです。これを受け、政府は基準額の決め方を変えました。世帯主の基準額は、05年の月345円から、11年36

4円、12年374円に増加。13年は382円に増えます(約4万2千円、1円=110円で計算)。05年に比べて10%以上の引き上げです。382円は、日本と比べて一見低く見えます。ただ、ドイツの場合、暖房費など電気代は別に支給されます。住居費も別です。私は昨年、ドイツの受給者から聞き取りをしました。が、生活の仕方自体がかなり違ってきます。コンサートなど文化関係の費用が安いこと、肉がキロ単位で売っているなど、基本的な生活物資がかなり安いこともあり、日本より単純に比べられないと思います。

政府も受け入れドイツの以前の基準額は、所得が「下位20%の単身世帯」と比べて決めていました。憲法裁判が「一番問題にしたのは、その中に、所得の低い生活保護を受けている世帯を含めていたことです。基準額を決めるのに、現に生活保護を受けていると比べるのはおかしい」というものでした。

政府は、この判決の指摘を基本的に受け入れました。さらに、単身世帯と家族世帯に分け、単身者は所得の下位15%、家族は下位20%を対象としました。単身者の場合、生活保護を受けている世帯(8%余)を除いたので、実質

的には、より所得の高い第2十分位(世帯を所得で10等分し)下から3番目の世帯と比べることになっていると思えます。日本では、比較の対象を「第一十分位」(一番)にして、保護費が高いなど言っているのですから、ずいぶん違います。ドイツでは、こうした見直しを行った結果、基準額が上がったのです。その後、新しい基準額に対しては訴訟が起されていきます。ベルリンの社会裁判所は、新しい基準額の決め方も憲法違反の恐れがあるとして、憲法裁判に移送しました。本来保護を受けることが

できるのに利用していない世帯や、特別に安い学生食堂で食事をする学生などを比較対象から外すべきだと主張しています。さらに、低賃金労働者が増える中で、それを理由に基準額を下げはいけないと判断しています。憲法裁判の判決は、まだ出されていません。日本国憲法では、憲法裁判の判決が非常に重要なのは、最低生活保障をドイツ基本法(憲法)に基づく権利と明確に認めたことです。基本法1条1項「人間の尊厳」と、同20条1項「社会国家」の規定から、人間の尊厳に値する生活を求める権利が直ちに出てくることになりました。今までのこととして、画期的です。一方、日本では、憲法25条で「国民の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」(生存権)を明記しています。ところが、自民党は、給付水準の10%引き下げを主張しています。これは、現在受給している人を含め、10%切り下げた生活を強いるものです。生活に困っている人が生活保護を受けることを、さらに難しくします。そして、生活保護を引き下げることだけではなく、本当の狙いは最低賃金や年金を抑え込んだり引き下げることだと思います。貧困と格差の拡大が深刻なのに、基準を下げることでそれをなすことになってしまおうという、ひどい内容だと思えます。